

大気中の石綿濃度測定に関すること

石綿濃度の測定等（測定計画の届出・測定・結果の記録）が必要な作業

- 吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材の使用面積が50㎡以上（石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材をかき落とし等以外の方法で除去する場合は除く）の作業では石綿濃度の測定計画の届出・測定・結果の記録が必要です。
- ※ 石綿濃度の測定計画の届出者は、発注者又は自主施工者です。届出は、特定粉じん排出等作業実施の届出と合わせて行ってください。

石綿濃度の測定について

- 必要な測定回数及び場所は以下のとおりです。

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	工事施工区画境界線の1点 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (作業の日数(石綿を除去した実作業日数に限る)が6日までごとに1回)	工事施工区画境界線の4点 (最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	工事施工区画境界線の1点 (作業中最も高濃度であった場所)

- 石綿濃度の測定は、平成29年3月31日大阪府公告第19号「石綿の濃度の測定法」に基づいて測定してください。

石綿濃度の測定結果の記録・保存

- 石綿濃度の測定結果の記録を作成し、3年間保存する必要があります。
- 測定結果の記録は発注者に交付する必要があります。

記録事項
✓ 測定年月日及び時刻 ✓ 測定時の天候 ✓ 測定者 ✓ 測定場所 ✓ 特定粉じん排出等作業の実施状況

様式等・問合せ先

各種様式例、届出の様式、しおり等

- ◆ 大阪府HP「建築物の解体などの作業に係る石綿（アスベスト）飛散防止規制」をご覧ください。

大阪府 石綿 検索



©2014 大阪府もずやん

石綿に関する問合せ先

工事場所	問合せ先
摂津市・島本町・守口市・大東市・門真市・四條畷市・交野市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・高石市	大阪府 事業所指導課 大気指導グループ ☎ 06-6941-0351
和泉市・泉南市・熊取町・田尻町・岬町	大阪府 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 ☎ 072-439-3601
上記以外の地域	大阪府HP「相談・提出先等」からご確認ください。 こちらのQRコードからHPを開けられます。



大阪府独自の石綿規制について

大阪府では大気汚染防止法の規定に加え、生活環境保全条例に基づく独自の石綿規制を実施しています。詳しくは大阪府又は規制権限のある市町村までお問い合わせください。



©2014 大阪府もずやん

事前調査に関すること

事前調査結果の書面について

- ◆ 大阪府内の工事では、事前調査結果の書面に表の黒枠内の内容が追加が必要です。

追加の記載内容	石綿あり		石綿なし
	レベル1 レベル2	レベル3相当 レベル3	
解体等工事に係る事前調査説明書面（国・府様式例 1 枚目）	○	○	○
特定粉じん排出等作業の概要（国・府様式例 別紙 1）	○	○	—
大気中の石綿の濃度の測定計画（府様式例 別紙 2）	○ (使用面積50㎡以上)	—	—
事前調査結果の詳細票（府様式例 別紙 3）	○	○	○

- ◆ 事前調査結果の詳細票（府様式例別紙3）は、建築物等の部位（床、腰壁、壁、天井等）ごとに特定建築材料の使用の有無を調査し、その結果を記載してください。

（事前調査結果の詳細票 例）

別紙 3

工事名

〇〇〇〇解体工事

対象となる

耐火建築物・準耐火建築物・その他の建築物・その他の施設

建築物等の概要

延べ床

2500 ㎡

(3 階建)

事前調査結果の詳細票 (1 枚目/ 10 枚中)

建築物等が設置された着工年月日		〇〇年5月18日		階		1		部屋名称		総務課事務室		(部屋番号 1)											
部位		① 設計図書 (改修時の設計図書を含む)、目視による調査				② 石綿の含有の状況の分析による調査				③ 石綿の使用の状況													
		建材名、製品名等		備 考		調査の方法		石綿含有		サンプリング		石綿含有		石綿の種類 (含有率)		備 考		特定建築材料の種類 (材料レベル)		使用面積		資料番号	
床		コンクリート		改修： 無し		☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)		☐有 ☑無 ☐不明 ☐みなし		☐有 ☐無		☐有 ☐無		(%)		(レベル)		㎡					
壁		コンクリート		改修： 無し		☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)		☐有 ☑無 ☐不明 ☐みなし		☐有 ☐無		☐有 ☐無		(%)		(レベル)		㎡					
壁		鉄骨柱		改修： 無し		☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)		☐有 ☑無 ☐不明 ☐みなし		☐有 ☐無		☐有 ☐無		(%)		(レベル)		㎡					
天井		鉄骨梁		改修： 無し		☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☑目視 (A)		☐有 ☐無 ☑不明 ☐みなし		☑有 ☐無		☑有 ☐無		アモサイト (10 %)		吹付け石綿 (レベル 1)		60 ㎡				1-1	
壁		化粧板		改修： 無し		☑設計図書等 (根拠資料の種類：a) ☑目視 (B)		☐有 ☑無 ☐不明 ☐みなし		☐有 ☐無		☐有 ☐無		クリソタイル (3 ~ 20 %)		石綿含有成形板等 (レベル 3)		400 ㎡				1-2	
天井		天井板 (石膏ボード)		改修： 平成19年		☑設計図書等 (根拠資料の種類： d 設計図書) ☐目視 ()		☐有 ☑無 ☐不明 ☐みなし		☐有 ☐無		☐有 ☐無		(%)		(レベル)		㎡					

1 設計図書の該当箇所、目視調査の内容、含有の状況の分析実施の際は採取箇所の図面及び分析結果など、石綿の使用・含有及び使用面積算出の根拠となる資料を添付すること。

2 設計図書等の根拠資料の種類を括弧内に記載すること。a 石綿含有建材データベース (国土交通省・経済産業省)、b メーカーの証明書・ホームページ、c JATI協会石綿情報、d その他 (具体的に根拠資料を記載)、e 設計図書等無し

3 目視による調査についてはその内容を括弧内に記載すること。A 外観、B 商品名の印字、C JIS番号 Dその他 (具体的に内容を記載)

4 備考欄には改修の着工の趣意など当該部位に係るその他情報を記載すること。

5 別紙3は必要に応じて複写し、簡、扉頁ごとに作成すること。

- ◆ 解体等工事の終了まで、事前調査書面（事前調査結果の記録を含む）の全ての写しを現場事務所などに備付けてください。
- ◆ 元請業者・自主施工者に加え、発注者も事前調査書面（又は写し）を解体等工事が終了した日から3年間保存してください。

事前調査に関すること（つづき）

事前調査結果の自治体への報告について

- 石綿事前調査結果報告システム（Gビズ）で報告する際、石綿含有建材がある場合は自由記載欄に石綿含有建材の種類ごとの使用面積を記載するようお願いいたします。

（画面イメージ）

自由記載欄	(例)	吹付け石綿	2 0 m ²	「石綿含有仕上塗材」と「石綿含有成形板等」は、面積が小さい場合は、「約10m ² 」「200m ² 未満」という書き方でもかまいません。
		石綿含有保温材	5 m ²	
		石綿含有仕上塗材	1 1 6 2 m ²	
		石綿含有成形板等	約3 0 m ²	
全角				

作業基準、工事施工境界基準に関すること

元請業者、自主施工者又は下請負人は、全ての特定粉じん排出等作業において、作業基準（作業計画の作成、掲示板の設置、石綿飛散防止対策の実施、除去後の完了確認、実施状況の記録）及び工事施工境界基準の遵守が義務付けられています。

掲示板について

- 作業内容の掲示について、法の規定に加えて記載が必要な事項は以下の通りです。

追加の記載事項
✓ 条例の届出年月日、届出先（届出対象の工事に限る） ✓ 法又は条例の届出書の受理番号（届出を要しない場合には、その旨） ✓ 下請負人の氏名又は名称、住所、連絡場所、法人にあっては代表者の氏名 ✓ 下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所 ✓ 石綿飛散防止措置の内容 ✓ 石綿濃度の測定計画（測定義務がかかる工事に限る）

（府様式例 作業内容等の掲示板）

事前調査の結果及び建築物等の特定粉じん排出等作業に関するお知らせ				
大気汚染防止法第18条の15第5項、石綿障害予防規則第3条及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿暴露防止に関する技術上の指針の規定により、当該建築物等の特定建築材料の有無を調査した結果を以下のとおり、お知らせします。 大気汚染防止法施行規則第16条の4第2号、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第16条の6の規定により、建築物等の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。				
事業場の名称	〇〇〇〇解体工事			
提出先 届出年月日 受理番号	〇〇労働基準監督署 令和〇〇年〇月〇日 大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課 【法】令和〇〇年〇月〇日 事指第〇〇-〇〇号 【条】令和〇〇年〇月〇日 事指第〇〇-〇〇号	発注者又は自主施工者の 氏名及び住所	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市〇〇△△1丁目5-3	
調査終了年月日	令和〇〇年〇月〇日	元請業者の氏名及び住所	△△建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市〇〇△△3丁目2-1	
解体等工事期間	令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日	元請業者又は自主施工者の 現場責任者の氏名及び連絡場所	△△建設株式会社 □□ □□ ××-×××××-××××	
石綿除去(特定粉じん 排出)作業等の期間	令和〇〇年〇月〇日～ 令和〇〇年〇月〇日	下請負人の氏名及び住所	△△〇〇建設株式会社 代表取締役 □□ □□ □□市〇〇△△4丁目9-9	
調査結果 (石綿の種類及び含有率)	吹付け石綿（クリソタイル 10%） 石綿含有成形板等（クリソタイル3～20%）	下請負人の現場責任者の 氏名及び連絡場所	△△〇〇建設株式会社 〇〇 〇〇 ××-×××××-××××	
処理方法	除去・囲い込み・封じ込め・その他	石綿作業主任者の氏名	△△建設株式会社 大阪太郎	
調査箇所	建築物全体（1階～3階）	事前調査・試料採取を実施した者の 氏名、住所、登録番号	特定建築物石綿含有建材調査者（〇〇〇〇） △△建設株式会社 □□ □□ △△市〇〇△△3丁目2-1	
調査方法	書面調査、現地調査、分析調査	分析を実施した者の 氏名、住所、登録番号	〇〇環境分析センター □□ □□ 〇〇市△△△△1丁目1-1 （〇〇〇〇）	
特定粉じん排出等作業 の工程	【吹付け石綿】飛散抑制剤の散布→かき落とし →除去面への飛散防止剤の散布→養生面への 飛散防止剤の散布 【成形板等】散水⇒原形のまま手ばらし	大気中石綿濃度測定の計画	作業開始前に1回 作業中に6日ごとに1回 作業後に1回	
石綿の飛散防止対策	作業区画の隔離養生 負圧集じん機の使用 飛散防止幕の設置 散水設置の設置	石綿含有なしの判断根拠	1～3階 石膏ボード① 1～3階 けい酸カルシウム板④ 外壁 仕上塗材 ③	
使用する資材及び その種類	集じん排気装置 型式：〇〇-2000 HEPAフィルタ 湿潤用薬液：〇〇〇〇 固化用薬液：〇〇〇〇 接着テープ 隔離用シート （厚さ 床：〇〇mm、その他〇〇mm）	その他事項	【石綿含有なしの判断根拠】 ①設計図面 ②材料の製造年月日 ③分析 ④材料製造者による証明	

特定粉じん排出等作業実施届出書に関すること

条例の届出が必要な作業

- 特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下「除去等」という。）作業において、当該建築物等の「石綿含有仕上塗材」又は「石綿含有成形板等※1」のいずれかの使用面積が1,000 m²以上の場合、発注者又は自主施工者は（法に基づく届出とは別に）、条例に基づく届出が必要です。※2

※1 石綿含有成形板等とは、吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材、石綿含有仕上塗材を除くすべての特定建築材料であり、令和3年4月まで対象外であった石綿含有下地調整塗材や樹脂等で被覆、固化された建材（ビニル床タイル等）も含まれます。

※2 併せて、条例に基づく石綿濃度の測定計画の届出が必要な場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

届出の添付資料

- 法及び条例の届出書には、事前調査書面の写しを添付してください。

！ 法、条例に基づく届出が不要な場合であっても、作業基準及び工事施工境界基準を遵守する必要があります。

石綿飛散防止対策の実施

- 石綿飛散防止措置として、法の規定に加えて遵守が必要な項目は以下の通りです。

作業に係る 特定建築材料の種類	石綿の飛散防止措置 法の規定及び以下に記載する事項を遵守する又は これと同等以上の効果を有する措置を行ってください
吹付け石綿 石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	✓ 排出水の処理
石綿含有仕上塗材 （日本産業規格（JIS）A6909）	✓ 飛散防止幕の設置 ✓ 排出水の処理
石綿含有成形板等	✓ 飛散防止幕の設置 ✓ 除去後の石綿含有成形板等の破碎の回避 ✓ 除去後の石綿含有成形板等をやむを得ず切断する場合は、集じん装置付きの切断機の使用 ✓ 排出水の処理

工事施工境界基準について

- 工事施工境界基準は、特定粉じん排出等作業を行うために占有した区画（以下「工事施工区画」という。）と当該工事施工区画に隣接する場所との境界における大気中の石綿濃度の基準です。

工事施工境界基準：大気1リットル当たり10本以下

